

報告事項イ

平成25年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項について

平成25年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項について、別紙のとおり報告します。

平成24年5月8日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

平成25年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

1 募集生徒数

第1学年 40人(くくり募集とする)

*くくり募集とは、1学科ごとではなく、複数の学科をまとめて募集する方法

40人	生産流通科
	サービスビジネス科

2 出願資格

知的障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む。)とし、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した者(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)
- (2) 平成25年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者(ただし同規則150条各号のいずれかに該当する者を除く。)

3 出願手続

(1) 志願者対象相談会

入学者選抜に出願する予定の者及びその保護者は、平成24年7月から8月の間に開催予定である琴の浦高等特別支援学校志願者対象相談会に必ず参加をすること。相談会の日程等の詳細については、県教育委員会が別途通知を行う。

(2) 出願期間

平成24年11月20日(火)	午前9時~午後4時30分 *ただし、11月22日(木)は午前9時~正午まで
~	
平成24年11月22日(木)	

4 調査書

中学校若しくは特別支援学校中学部(これに準ずる学校を含む。以下「中学校等」という。)の校長は、琴の浦高等特別支援学校に入学を志願する者(以下「志願者」という。)について、調査書(様式第1号)を作成する。調査書の作成に当たっては、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を設けるものとする。

調査書は「調査書作成上の注意事項」(P15～16)により記入する。

5 入学者選抜

(1)一般入学者選抜

ア 出願

(ア) 出願方法

- a 志願者は、入学志願書(様式第3号)に必要事項を記入の上、出身中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。
- b 出身中学校等の校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書(様式第1号)及び、次の表1による提出書類を添付し、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。提出書類の詳細については、出願資格確認に係る提出書類の取扱要領(P18～19)による。

(表1) 出願時に提出する書類

志 願 者 の 在 籍 状 況	提出書類
知的障がいがある生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の在籍者又は卒業生	/
中学校の知的障がい特別支援学級の在籍者又は卒業生	
上記以外の者 ・ 知的障がい以外の特別支援学校の在籍者 ・ 知的障がい特別支援学級以外の学級の在籍者 等	【療育手帳を所持している場合】 療育手帳の写し 【療育手帳を所持していない場合】 次の3つの書類を揃えて提出する ・ 医師の診断書の写し(様式第2号) ・ 申告書(様式第4号) ・ 個別の教育支援計画の写し

- c 平成25年度琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要項(P22)で出願を許可された志願者(以下「県外志願者」という。)については、県外志願者出願届(様式第14号)及びその添付書類を出願書類とともに琴の浦高等特別支援学校長に提出するものとする。
- d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、650円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒(縦23cm×横12cm)を同封すること。

(イ) 出願期間

- a 平成24年11月20日(火)から11月22日(木)までとする。

b 受付時間は、11月20日(火)及び21日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、11月22日(木)は午前9時から正午までとする。

c 郵送の場合は書留によることとし、11月19日(月)までの消印のあるものに限る。

(ウ) 受付場所

琴の浦高等特別支援学校仮執務室で受け付ける。

〔住所：〒680 - 8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271

県庁第2庁舎6階 第2教育会議室内〕

(エ) 出願の受付

a 琴の浦高等特別支援学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、校長印で割印し、受検証(様式第3号)を切り離して交付しなければならない。

なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配布するものとする。

その際、琴の浦高等特別支援学校長は、受付名簿(任意様式)を作成するものとする。

b 琴の浦高等特別支援学校長は、入学志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者等報告書(様式第5号)により、県教育委員会(特別支援教育課)に平成24年11月22日(木)午後1時までにはファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

(オ) 入学者選抜手数料は無料とする。

イ 欠席者の報告

出願後、志願者が何らかの事由で受検しない場合は、出身中学校等の校長は、琴の浦高等特別支援学校長に、すみやかに受検欠席届(様式第6号)を提出することとする。

ウ 諸検査及び面接

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接を、入学志願者全員に対して行う。

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接は、学校長の管理のもとに行う。

(ア) 学力検査は、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握することを目的とし、検査においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
学力検査 1	読み、書き、計算等の内容を中心に取り上げ、社会生活や職業生活に必要な基礎的な能力を総合的に評価する。	45分	50点
学力検査 2	各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。	45分	50点

- (イ) 適性検査は、作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握することを目的とする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
適性検査 1	作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性等の作業遂行に必要と考えられる能力を総合的に評価する。	45分	50点
適性検査 2	社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。	45分	50点

- (ウ) 作文は、入学志願者の選抜のための作文実施要領(P33)により実施する。

- (エ) 面接は、入学志願者の選抜のための面接実施要領(P32)により実施する。

- (オ) 諸検査の実施期日 平成 24 年 12 月 11 日(火)

- (カ) 面接の実施期日 平成 24 年 12 月 12 日(水)

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 24 年 12 月 6 日(木)までに、各中学校等の校長に対し、面接の実施に関する必要事項を通知(任意様式)するものとする。

- (キ) 諸検査及び面接の実施場所

鳥取県立倉吉体育文化会館

〔住所：〒682-0003 鳥取県倉吉市山根 529-2〕

- (ク) 諸検査及び面接会場

a 諸検査及び面接を行う会場は、琴の浦高等特別支援学校が設ける。

b 琴の浦高等特別支援学校は会場の机、いすを整備点検し、机には受検番号を明示しておかなければならない。また、下敷の使用が必要な場合は必ず事前に点検して準備しておくとともに、展示物や掲示物等を取り除いておかなければならない。

(ケ) 諸検査における留意事項

a 携行品

(a) 筆記用具

鉛筆（和歌や格言等が印刷されているものは不可）、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規（分度器機能のあるものや公式の記入等のあるものは不可）、コンパスだけとする。

(b) 体操服（運動のできる服）及び体育館用シューズ

(c) 計時機能以外の機能を要する腕時計、携帯電話等は携帯させない。

b 検査実施時刻の前に、受検者全員に必要な事項を伝達し、指示するものとする。集合時刻は、受検者の交通の便等をよく考慮して決めなければならない。

c 検査実施時間中は、受検者を検査会場（教室等）から外に出さないようにし、用便等のためやむを得ず外に出るときは、必ず教職員が付き添わなければならない。

d 受検証を紛失した者又は忘れてきた者については、本人であることを確認し、受検証を再発行して差し支えない。

e 各時限の検査開始後 25 分以上遅刻した者については、原則としてその時限の検査は受検させない。

f 問題用紙は、受検者が持ち帰ることができる。

g 病気等により、正規の検査会場で受検できない者又は途中で受検できなくなった者がいるときは、別室等で受検させるよう配慮し、この場合は必ず教職員を付き添わせるとともに、病状に応じ医師又は養護教諭を待機させるほか、毛布、保温器具等の持参を認める等臨機の措置をとるものとする。

また、正規の検査会場以外の所（例えば病院、自宅等）での受検は原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合には、琴の浦高等特別支援学校長の判断により受検の便宜をはかるものとする。

(コ) 受検者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 24 年 12 月 11 日（火）正午までに、受検者数を志願者数等報告書（様式第 5 号）により県教育委員会（特別支援教育課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

(サ) 諸検査に係る実施報告

琴の浦高等特別支援学校長は、学力検査に係る検査問題及び諸検査に係る実施報告（様式 7 号）を、平成 24 年 12 月 14 日（金）までに県教育委員会（特別支援教育課）に提出するものとする。

エ 入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、学校の特性に配慮しつつ、調査書、学力検査と適性検査の合計得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教

育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

教育上必要があると認めるときには、県教育委員会（特別支援教育課）と協議の上、募集定員を超えて合格者を決定することができる。

オ 合格発表

(ア) 日時及び場所 平成 24 年 12 月 20 日（木）正午

琴の浦高等特別支援学校仮執務室（鳥取県庁第 2 庁舎 6 階）及び学校ホームページ

(イ) 琴の浦高等特別支援学校長は、平成 24 年 12 月 20 日（木）午後 1 時までには合格者数を志願者数等報告書（様式第 5 号）によりファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（特別支援教育課）に提出しなければならない。

カ 入学確約書の提出

(ア) 合格者は入学確約書（様式第 8 号）を平成 25 年 1 月 8 日（火）正午までに、出身中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出するものとする。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱うものとする。

(イ) 出身中学校等の校長は、提出された入学確約書に基づき、入学確約者名簿（様式第 9 号）を作成して、平成 25 年 1 月 8 日（火）午後 1 時までには、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。なお、合格者があつたにもかかわらず入学確約書提出者がいない場合も、入学確約者数を 0 名と記入して提出するものとする。

また、入学確約者名簿及び入学確約書はその写しをファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、原本は平成平成 25 年 1 月 11 日（金）までに琴の浦高等特別支援学校長に持参又は郵送で提出することとする。

キ 繰上合格

琴の浦高等特別支援学校長は、入学確約者数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(ア) 繰上合格の決定にあたっては、琴の浦高等特別支援学校長は該当する受検者が在籍若しくは卒業した中学校等の校長を通じて受検者の意思を確認するものとする。

(イ) 琴の浦高等特別支援学校長から受検者の意思確認の依頼を受けた中学校等の校長は、ただちに該当する受検者と連絡をとり、その結果をすみやかに琴の浦高等特別支援学校長に報告するものとする。

(ウ) 繰上合格の決定は平成 25 年 1 月 10 日（木）正午までに行うものとする。

(工) 中学校等の校長は、繰上合格の連絡に備え、平成 25 年 1 月 8 日(火)午後 1 時から 10 日(木)正午まで一般入学者選抜で不合格になった受検者又は保護者の連絡先を把握しておくこと。

ただし、これにより該当生徒に過度の期待をもたせることのないよう配慮するものとする。

(オ) 繰上合格者は琴の浦高等特別支援学校長が指定した期日までにすみやかに出身中学校等の校長を経由して、入学確約書(様式第 8 号)を提出するものとする。

ク 入学確定者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 25 年 1 月 10 日(木)午後 1 時まで、合格者数を志願者数等報告書(様式第 5 号)により県教育委員会(特別支援教育課)にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

なお、募集定員に満たなかった場合、再募集実施計画書(様式第 10 号)も併せて県教育委員会(特別支援教育課)にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

(2)再募集入学者選抜

入学確定者数が募集定員に満たない場合は、その不足の生徒数について次のとおり再募集入学者選抜を実施する。

ア 募集生徒数

募集生徒数は、募集定員と入学確定者数を勘案して、県教育委員会が平成 25 年 1 月 11 日(金)に決定し、関係機関に通知するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。

イ 出願

(ア) 出願方法

- a 一般入学者選抜に合格をしたが入学確約書の提出をしていない者は、出願することができる。
- b 志願者は、次の書類を出身中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。
 - (a) 入学志願書(様式第 3 号)
 - (b) 一般入学者選抜の受検証(一般入学者選抜を受検した者。ただし、受検証を紛失した場合は、琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜を受検した事実を中学校等の校長が証明したものの提出をもって受検証の提出に代える)
- c 中学校等の校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調

査書（様式第1号）及び、出願時に提出する書類（P18表1）を添付し、琴の浦高等特別支援学校の校長に提出しなければならない。

- d 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第14号）及び添付書類を出願書類とともに琴の浦高等特別支援学校の校長に提出するものとする。
- e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、650円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（縦23cm×横12cm）を同封すること。

（イ） 出願期間

- a 平成25年1月15日（火）から1月16日（水）までとする。
- b 受付時間は、1月15日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、1月16日（水）は午前9時から正午までとする。
- c 郵送の場合は、書留によることとし、1月16日（水）正午必着とする。

（ウ） 受付場所

琴の浦高等特別支援学校仮執務室（鳥取県庁第2庁舎6階第2教育会議室内）で受け付ける。

（エ） 出願の受付

- a 琴の浦高等特別支援学校校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、校長印で割印し、受検証（様式第3号）を切り離して交付しなければならない。

なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配布するものとする。

その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

- b 琴の浦高等特別支援学校校長は、入学志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者数等報告書（様式第5号）により県教育委員会（特別支援教育課）に平成25年1月16日（水）午後1時までにファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

ウ 諸検査及び面接

諸検査（学力検査、適性検査、作文）及び面接を、入学志願者全員に対して行う。

- （ア） 実施期日 平成25年1月24日（木）
- （イ） 実施場所 鳥取県立倉吉体育文化会館
- （ウ） 実施内容 一般入学者選抜の実施内容に準ずる。

エ 入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校校長は、学校の特性に配慮しつつ、調査書、学力検査と適性検査の合計得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教育

を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

オ 合格発表

(ウ) 日時及び場所 平成 25 年 1 月 30 日 (水) 正午

琴の浦高等特別支援学校仮執務室 (鳥取県庁第 2 庁舎 6 階) 及び学校ホームページ

(エ) 琴の浦高等特別支援学校長は、平成 25 年 1 月 30 日 (水) 午後 1 時までに合格者数を入学志願者数等報告書 (様式第 5 号) によりファクシミリ又は電子メールで県教育委員会 (特別支援教育課) に提出しなければならない。

6 配慮事項

(1) 検査にあたっての配慮

入学者選抜検査については、生徒の個々の障がいの状態や事情に応じた配慮を行うものとする。

(2) 選抜にあたっての配慮

過年度中学校卒業生、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒については、選抜にあたり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

(3) 配慮にあたっての提出書類等

ア 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

a 県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日の期間 (帰国又は来日した日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間をいう。) が 3 年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在学期間が帰国時からさかのぼり継続して 1 年以上であること。

b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

(イ) (ア) の a 及び b の要件を満たす志願者については、琴の浦高等特別支援学校長及び県教育委員会 (特別支援教育課) が協議の上、必要と認めた配慮を行うとともに、諸検査及び面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、高等特別支援学校での成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。

(ウ) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いを希望する者は、特別措置願 (様式第 11 号) を入学志願書に添付して琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

- (工) 中学校等の校長は、特別措置願の提出を希望する生徒について、把握でき次第できるだけすみやかに琴の浦高等特別支援学校長に連絡すること。
 - (オ) 琴の浦高等特別支援学校長は、すみやかに県教育委員会（特別支援教育課）と協議すること。
 - (カ) 琴の浦高等特別支援学校長は、受け付けた特別措置願の写しをファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（特別支援教育課）に提出すること。
- イ 中学校等における長期欠席等の生徒
中学校等における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、自己申告書（様式第 12 号）を入学志願書に添付して琴の浦高等特別支援学校長に提出することができる。

7 自己申告書

(1) 趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができることをねらいとし、希望する者は自己申告書（様式第 12 号）を提出できるものとする。

(2) 自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

- ア 第 3 学年の欠席日数が原則として 40 日以上の方
- イ 第 3 学年の欠席日数が 40 日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者
 - (イ) 保健室登校、院内学級などにより通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者
 - (ウ) 第 1 学年又は第 2 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の方
 - (エ) 第 1 学年又は第 2 学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として 50 日以上の方

(3) 記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など、琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがらとする。

(4) 志願者への周知

中学校等の校長は琴の浦高等特別支援学校を志願する生徒及び過年度中学校等を卒業した生徒に琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について（様式第 13 号）を配布し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝えること。また、自己申告書（様式第 12 号）を配布する際は、必ず様式の裏面（自己申告書についての注意事項）も印刷すること。

(5) 提出

自己申告書を提出しようとする者は、中学校等名、本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに中学校等の校長に提出する。

(6) 琴の浦高等特別支援学校の取り扱いについて

琴の浦高等特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、選抜方法を工夫するなど配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

8 個人情報の開示

(1) 開示請求書による開示請求

ア 開示請求

(ア)開示請求ができる日時

- a 一般入学者選抜受検者は平成 24 年 12 月 20 日（木）午後 1 時から
- b 再募集入学者選抜受検者は平成 25 年 1 月 30 日（水）午後 1 時から

(イ)開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校（仮執務室又は本校舎）、県庁未来づくり推進局県民課、又は各県民局（東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所）

(ウ)開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（父母等）

(エ)本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の提示を必要とする。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

イ 開示

(ア)開示する個人情報の内容

- a 調査書
- b 学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点
- c 作文、面接の結果

(イ)開示する場所

琴の浦高等特別支援学校仮執務室（県庁第 2 庁舎 6 階）

(ウ)開示方法

琴の浦高等特別支援学校で開示決定後(通常は請求後1～2週間くらい)後に、
閲覧又は写しの交付により開示

(2)口頭による開示請求

ア 開示請求

(ア)開示請求ができる期間

- a 一般入学者選抜受検者は平成24年12月20日(木)から平成25年1月19日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日、国民の休日及び年末年始の閉庁日を除く)。

受付時間は、12月20日は午後1時から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

- b 再募集入学者選抜受検者は平成25年1月30日(水)から2月28日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の休日を除く)。

受付時間は、1月30日は午後1時から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

(イ)開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校仮執務室(県庁第2庁舎6階第2教育会議室内)

(ウ)開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

(エ)本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類(学生証・保険証など)の提示を必要とする。

イ 開示

(ア)開示する個人情報の内容

- a 学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点
b 作文、面接の結果

(イ)開示する場所

琴の浦高等特別支援学校仮執務室(県庁第2庁舎6階第2教育会議室内)

(ウ)開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

9 その他

(1)その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、琴の浦高等特別支援学校長が定

めるものとする。

(2) 合格後の手続き

ア 合格者は、琴の浦高等特別支援学校長が配布する入学許可願（鳥取県立特別支援学校学則様式第3の2）に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ 琴の浦高等特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めるときは、入学許可書（鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の3）をその者に交付するものとする。

ウ 入学許可者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、合格者数等報告書（様式第5号）を平成25年4月9日（火）までに県教育委員会（特別支援教育課）にファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

(3) 様式作成にあたっての留意事項

ア 各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

イ C D等により配布した様式は、原則として配布時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用すること。

ウ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

エ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しない。

オ 入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

(4) 注意事項

ア いったん受け付けた出願書類は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、特別支援教育課、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。

特別支援教育課（県庁第2庁舎5階） 電話：0857-26-7958

琴の浦特別支援学校仮執務室（県庁第2庁舎6階第2教育会議室内）（10月以降）

ウ 中学校等から琴の浦高等特別支援学校、あるいは琴の浦高等特別支援学校から中学校等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取り扱いに十分留意して行うこと。

書 査 調 査 書

(ふりがな)	平成年月日	性別	平成年月日	卒業	卒業年月日	卒業・卒業見込	受付番号
氏名	生年月日	現住所	特別支援学校 知的・肢体・視覚・聴覚・病弱		中学校	知的・自閉・情緒・通常・その他の学級	
	各教科における学習評価			学校生活の状況等			
	観点別学習状況	各教科の評定		1年			
	国語	国語への関心・意欲・態度	1年	基本的な生活習慣			
		話す・聞く能力	2年	コミュニケーション性			
		書く能力	3年	性格・行動			
	社会	言語についての知識・理解・技能		健康状態・身体的機能			
		社会的な思考・判断・表現		障がい受容の状況と支援			
	数学	資料活用の技能		志願者・保護者の障がい受容の状況、学校が必要かつ有効な支援として取り組んだこと、今後、どのような支援が有効かなどについて簡潔に記入する。			
		社会的な思考・判断・表現		標準検査の記録等			
	理科	科学的な思考・表現		検査年月日	昭和	平成	年 月 日
		観察・実験の技能		検査機関			
		自然事象についての知識・理解		検査の名称			
	音楽	音楽表現の創意工夫		検査の結果			
		音楽表現の技能		療育手帳 有(A・B)・無 〔取得年月日 平成 年 月 日〕			
	美術	鑑賞の能力		最新の検査結果について記載をする。 複数の検査を実施している場合については、いずれも記入できるように2つ欄を設けている。			
		発想や構想の能力		卒業後の記録			
	保健体育	運動や健康・安全についての思考・判断		既卒者の卒業後の状況を記入する。 卒業予定者は斜線をひく。			
		運動や健康・安全についての知識・理解		上記の記載事項に相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 学校名 校長氏名			
	技術・家庭・外国語	生活や技術への関心・意欲・態度		印			
		生活を工夫し創造する能力		(A,3判横長)			
		生活や技術についての知識・理解					
		コミュニケーションへの関心・意欲・態度					
		外国語表現の能力					
		外国語理解の能力					
		言語や文化についての知識・理解					
	学習の記録			卒業後の記録			
	小中学校期			卒業後の記録			
	小学校期			卒業後の記録			
	中学校期			卒業後の記録			
	出欠の記録			卒業後の記録			
	欠席日数			卒業後の記録			
	遅刻日数			卒業後の記録			
	早退日数			卒業後の記録			
	欠席等の主たる理由			卒業後の記録			
	1年			卒業後の記録			
	2年			卒業後の記録			
	3年			卒業後の記録			
	備考			卒業後の記録			

調査書作成上の注意事項

1 用紙

C D等により配布した様式を使用することとし、それに直接入力するか、又は様式を印刷し、手書きにより記入（ゴム印使用可）するかのいずれかによることとする。

- 2 欄（受付番号欄）には記入しない。また、選択を必要とする事項は、該当事項を 印で囲む。
- 3 外国籍を有する志願者については、本人が希望する氏名を用いる。
- 4 所属の欄は、在籍する学校を 印で囲み、学校又は学級の障がい種を 印で囲む。
- 5 現住所の欄は、県内志願者については郡市名から、県外志願者については県名から書き始める。
- 6 学習の記録

中学校に準ずる教育（^(*)下学年適用を含む。）を行い、評定による学習評価が可能な者は観点別学習状況及び評定欄に記入する。特別支援学校（知的障がい）中学部の各教科等を導入して教育を行い、評定ではなく文章による記述評価がされている者は各教科における評価欄に記入する。また、評定による学習評価がされている者であって、下学年適用による評価がされている場合、どの学年の目標に準拠した評価であるのかを備考欄に記入する。

(1) 観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、第 3 学年の状況を、A、B、C の 3 段階で記入する。

- A 十分満足できると判断されるもの
- B おおむね満足できると判断されるもの
- C 努力を要すると判断されるもの

(2) 各教科の評定

ア 第 1、2 学年……指導要録から転記する

イ 第 3 学年

平成 25 年 3 月卒業見込みの者

必修教科については、1 学期又は前期の各教科の学習について、設定した目標に準拠した評価で記入する。

平成 24 年 3 月までに卒業した者

指導要録から転記する。

ウ 下学年適用による評価がされている場合は、どの学年の目標に準拠した評価であるのかを備考欄に記入する。

(3) 各教科における学習評価

第 3 学年の 1 学期又は前期の学習の状況を、実施している教科あるいは教科等を合わせた指導ごとに記入する。

7 特別活動の記録

学級活動、生徒会活動、学校行事等に関して、所属する係名や委員会名、役割名等を記入する。また、体育・文化・奉仕活動等について、優秀な成績をあげたもの、奉仕活動等の善行、学校内外における表彰を受けた行為や活動等、課外における活動のうち、生徒の長所と判断されるものなどを記入する。

8 総合的な学習の時間の記録

平成 15 年 3 月以降の中学校等卒業生及び中学校等卒業見込みの者について、第 3 学年で行った

学習活動及びその評価等について記入する。

9 自立活動の記録

第3学年1学期又は前期に行った学習内容やその評価について記入する。

10 学校生活の状況等

学校生活全体にわたって認められる生徒の行動の状況について、項目ごとに具体的に記入する。障がい受容の状況と支援の欄には、本人、保護者の障がい受容の状況、それに対して学校がどのような点に配慮したり、必要かつ有効な支援として取り組んだりしてきたこと、今後どのような支援が有効かなどについて記入する。

過年度卒業生については、指導要録等を参考に可能な範囲で記入する。

11 生育歴

特別支援学級への入級期間を記入する。知的障がい以外の学級の場合は、学級名を記入すること。

12 出欠の記録

(1) 欠席日数は指導要録から、遅刻・早退日数については出席簿から転記する。この場合、遅刻とは学校の始業時刻に遅れたもの、早退とは学校の終業時刻より早く帰ったものをいう。卒業見込みの者の第3学年の欄は、平成24年10月31日までの状況を記入する。

(2) 欠席等の主な理由は、1週間以上の連続欠席及び年間10日以上欠席、若しくは10日以上遅刻、早退について、その理由を記入する。

13 標準検査の記録等

学校、外部機関等で実施した最新の検査結果について記入する。複数の検査を実施している場合はいずれも記入する。

14 卒業後の記録

過年度卒業生の、卒業以後現在までの生活態度、学習状況等について、就職者はその職歴を、他の学校等の就学者は在学中の学習状況等を、無職の者は家庭での状況等を、事業主、学校からの資料又は保護者の報告に基づき記入する。

15 進路や社会参加に対する考え(本人及び保護者)

志願者の学校卒業後の進路希望や社会参加に対する考えについて、第3学年で実施した面談等で本人および保護者から聞き取った内容(過年度卒業者の場合は、本人及び保護者の報告による内容)について簡潔に記入する。

16 調査書の記載内容は、一般入学者選抜、再募集入学者選抜とも同一のものとする。

17 使用しない欄(該当事項のない欄)には、「なし」と記入するか斜線を引くこととし、空欄のままにしないこととする。

(* 1) 下学年適用.....学校教育法施行令第138条により、特別の教育課程を編成し、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えること

(一般入学・再募集入学・転入学・編入学・再入学)

入学志願書

私は、貴校へ入学したいので、保護者と連携してお願いいたします。

平成 年 月 日

鳥取県立 学校長 様

本人氏名

保護者氏名

(印)

志願者		氏名 (ふりがな)		昭和 平成	年月日	性 別	受付番号
住所		市 郡		年 月 日 (満 歳)		番 地	
最終学歴		県		市 郡		番 地	
保護者		氏名		(年 月 日 卒業・卒業見込)		(緊急連絡先電話番号)	
住所		県		市 郡		番 地	
障がいの種類 及び程度		希望する場合に記入してください。					
受検時に希望 する配慮事項		希望する場合は記入してください。					
入学希望の 部科名及び 学年又は学級		幼 稚 部	() 歳児	単一障がい学級	・	重複障がい学級	
		高 等 部	普 通 科	単一障がい学級	・	重複障がい学級	・ 訪問学級
		専 攻 科	() 科	理 療 科			

割 印

受 検 証			
受検番号			
氏 名	性 別		
生年月日	昭和 平成	年 月 日	生 日
上記の者は、平成 年度 一般再募集 転編再 入学検査の受検者であることを証する。 鳥取県立 学校長 印			

(記入上の注意事項)

- 1 「入学志願書」「受検証」共に記入してください。ただし、「印の欄(受付番号及び受検番号)」は記入しないでください。
- 2 「志願者 最終学歴」欄については、高等部志願者は最終の出身中学校又は特別支援学校中学部名を記入してください。専攻科志願者は最終の高等学校又は特別支援学校高等部名等を記入してください。
- 3 入学希望の部科名及び学年又は学級の欄の部名については、鳥取養護学校においては、知的障がい又は病弱、倉吉養護学校においては、知的障がい又は肢体不自由のどちらか希望する名称を記入してください。
- 4 太字の項目については、該当するものを で 囲んでください。
- 5 満年齢は平成24年3月31日現在で記入してください。

平成 25 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校出願資格確認に係る提出書類の取扱要領

琴の浦高等特別支援学校長が志願者の出願資格を確認するための書類として、志願者が在籍している（いた）学校又は学級に応じて、次の表 1 の通り書類提出を求めるものとする。

ただし、提出書類の内容について更に確認を要すると琴の浦高等特別支援学校長が判断した場合は、琴の浦高等特別支援学校長はその他の書類の提出を志願者または出身中学校等に対して求めることができる。

（表 1）

志 願 者 の 在 籍 状 況	提 出 書 類	
知的障がいがある生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の在籍者又は卒業生	【共通】 ・ 入学志願書 ・ 調査書	
中学校の知的障がい特別支援学級の在籍者又は卒業生		
上記以外の者 ・ 知的障がい <u>以外</u> の特別支援学校の在籍者 ・ 知的障がい特別支援学級 <u>以外</u> の学級の在籍者 等	【療育手帳を所持している場合】 療育手帳の ^{(*)1} 写し 【療育手帳を所持していない場合】 次の 3 つの書類を揃えて提出する ・ 医師の診断書の ^{(*)2} 写し(様式 2 号) ・ 申告書(様式 4 号) ・ 個別の教育支援計画の ^{(*)3} 写し	

(* 1) 療育手帳の以下のページの写しとする。

療 育 手 帳

写 真
274cm×353cm

第 999899 号
 平成 10 年 10 月 10 日 交付
 平成 20 年 4 月 1 日 再交付

フリ ガナ フリガナ
氏 名 鳥取 太郎
平成 10 年 10 月 10 日生

鳥 取 県

本 人	性別	男
住 所	鳥取市東町 1-220	
	電話()	
保 護 者		
氏 名		続柄
鳥取 花子		母
住 所	鳥取市東町 1-220	
	電話()	
	電話()	

判 定 の 記 録

障害の程度 (総合判定)	合併障害 (身体障害 2 級) 視覚障害 2 級
A	
バス介護 バス介護不要	旅客鉄道株式会社 第 1 種 旅客運賃減額
鳥取県特別医療 費助成条例別表 第 2 号「重度知的 障害者」の判定 基準	(1) 該 当 者 (2) 該 当 者 非 該 当 者 (身体障害 級)
判定年月日	平成 10 年 10 月 10 日
次の判定年月	平成 12 年 12 月
判定機関	中央児童相談所

氏名、写真等のページ

最新の判定記録のページ

(* 2) 専門医による診断書。同様の内容が記載された専門医の診断書であれば、別様式でもよい。

(* 3) 各学校の様式で、受検年度 6 月までに保護者同意のもとに作成されたもの。保護者の署名、押印、作成日がない様式の場合は、6 月までに保護者同意のもとに作成されたものであることを学校長が証明し押印すること。

卒業生は、在籍者に準ずる書類を提出する。

< 記載例 >

<p>この個別の教育支援計画は、平成 2 4 年 月 日に保護者同意のもとに作成されたものであることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>中学校名</p> <p>校長氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
--

秘
診 断 書

住 所
氏 名
生年月日
年 月 日
性別 ()

1 傷 病 (障がい名)

2 推定原因

3 臨床検査結果

(1) 知能検査 IQ (検査名)

(2) 脳波検査 正常 境界 異常
() ()

4 精神・身体症状

多動 (注意障がい) 興奮 寡動 (無気力、引っ込み) 粘着 自閉 集団不適応

不登校 言語遅滞 自傷 摂食障がい 頭痛 腹痛 めまい 失禁

てんかん ()

その他 ()

5 日常生活での注意、介助の必要性とその程度

・ あ り (具体的に)

・ な し

該当項目を で囲み、その他は () 内に記入する。

6 所 見

平成 年 月 日

所 在 地

病 (医) 院名

医師 (氏名)

印

(様式4号)

申告書

志願者氏名	
入学を希望する 学校名	() 県立白兔養護学校 () 県立倉吉養護学校 () 県立米子養護学校 () 県立琴の浦高等特別支援学校

1 志願者に知的障がいがあることに対し、どのような点に留意のうえ指導及び支援を行ってきたかについて

2 知的障がい以外の学級や学校に在籍することが適当と判断した理由

3 知的障がい特別支援学校への進学が適当であるとする理由について

(1) 知的機能の状況から見た側面

論理的あるいは抽象的思考力、問題解決力、認知、学習機能等、情緒面ではなく知的活動の状況から、記入すること

(2) 適応行動の状況から見た側面

集団参加の状況、時・所・場合・T.P.Oに応じた配慮、協調性、公共交通機関の利用や地域活動への参加等の状況、労働に対する意欲や態度等について記入すること

(3) 教育課程から見た側面

中学校等で実施してきた教育課程を踏まえ、進学先の学校の教育課程及び教育内容が本人になぜ適していると考えられるかについて記入すること

(4) 将来の進路及び社会参加の方向性から見た側面

本人や保護者が希望する将来の進路や社会参加の方向性を踏まえ、進学先の学校が適切であると考えられる理由について記入すること

県立知的障がい特別支援学校高等部の入学者募集及び選抜の出願にあたり、以上の通り申告します。

平成 年 月 日

学校長 _____

印

当該志願者については上記のとおりであり、県立特別支援学校知的障がい高等部への進学を希望します。

平成 年 月 日

保護者 _____

印

入学志願者数等報告書

県立琴の浦高等特別支援学校

<一般入学志願者数等>

募集定員	志願者数	志願者のうち			
		過年度卒業生	県外志願者	自己申告書提出者数	特別措置願提出者
11月22日 午後1時まで					

受検者数	欠席者数	欠席者の理由内訳	
		病気	その他備考
12月11日 正午まで			

<再募集志願者数等>

合格者数	合格者の内訳		
	過年度卒業生	県外志願者	自己申告書提出者
12月20日 午後1時まで			

入学確約書提出者	線上合格者数	入学確定者
1月10日 午後1時まで		

募集定員	志願者数	受験者数	合格者数
1月16日 午後1時まで			

<出身地区別志願者数>

志願者数	一般入学者選抜			再募集入学者選抜		
	左の内訳			左の内訳		
	県内東部	県内中部	県内西部	県内東部	県内中部	県内西部
11月22日 午後1時まで						
1月16日 午後1時まで						

入学許可者

(注) 1 内訳は、出身中学校の所在地によること。
 2 欄の上段は平成24年3月卒業生数、欄の下段は過年度卒業生数とすること。

受 検 欠 席 届

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦特別支援学校長 様

受 検 番 号

本 人 氏 名

このたび、平成25年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜において、貴校に出願しましたが、下記理由により受検を欠席します。

記

理由： 該当する理由に を付けてください。

・病気

・その他()

上記のとおり届け出がありました。

学 校 名

校 長 氏 名

印

(注) 1 中学校等の校長は、把握でき次第できるだけすみやかに提出すること。FAX又は電子メールでの提出を可とする。

2 用紙の規格はA4判縦長とする。

(様式7号)

鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜における諸検査の実施報告

(学校名)

(1) 諸検査の実施状況

幼稚部で実施

高等部で実施

専攻科で実施

(2) 諸検査の実施内容（ただし、鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科理療科の学力検査を除く。）

実施の有無	実 施 項 目		検 査 の 概 要
	1	2	
	学力に関すること		
	生活能力に関すること		
	運動能力に関すること		
	作業能力に関すること		
	適性に関すること		
	行動観察		
	その他		

(1)の記入について

・該当する番号を で囲むこと。複数回答可。

(2)の記入について

- ・「実施の有無」の欄には、実施した項目に「」、実施していない項目は「x」記入すること
- ・「検査の概要」については、記入例を参考に実施した項目のみ記入する。未実施の項目は空欄でよい。
- ・諸検査に関わる問題等があれば、添付して提出すること。

入 学 確 約 書

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

受 検 番 号

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名

印

このたび、平成25年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜において、貴校に合格
しましたので、入学することを確約します。

上記のことを承知しています。

学 校 名
校 長 氏 名

印

(注) 1 中学校等の校長は、平成25年1月8日(火)正午までに提出すること。なお、提出はFAX
又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成25年1月11日(金)までに提出すること。(郵
送可)

2 用紙の規格はA4判縦長とする。

入学確約者名簿

鳥取県立琴の浦高等学校長 様

番号	受検番号	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
入学確約者 計 名		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名

校長氏名



- (注) 1 平成24年1月8日(火)午後1時まで提出すること。なお、提出はFAX又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成24年1月11日(金)までに提出すること。(郵送可)
- 2 入学確約者がいない場合も入学確約者数0名として提出すること。
- 3 用紙の規格はA4判縦長とする。

再 募 集 実 施 計 画 書	
学 校 名	県立琴の浦高等特別支援学校
期 日	平成 2 5 年 1 月 2 4 日 (木)
実施内容	学 力 検 査
	適 性 検 査
	作 文
	面 接
日 程	
備 考	

- (注) 1 該当するものを でかこむこと。
 2 日程欄には、集合時刻、各検査の実施時刻、場所等を記入すること。
 3 平成25年1月10日(木)午後1時まで提出すること。
 4 用紙の規格はA4判縦長とする。

特 別 措 置 願

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

住 所

志願者氏名

保護者氏名

印

下記の事情により、平成25年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜において、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いをお願いします。

記

1 教育歴

学 校 名	所 在 地 (国名・都市名)	期 間
		昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月
		昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月
		昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月
		昭和 平成 年 月 ~ 昭和 平成 年 月
備 考		

(注) 備考の欄には、特に参考となることがあれば記入する。

2 日本語能力の状況

3 希望する特別措置

学校長の所見

学 校 名

校 長 氏 名

印

(注) 用紙の規格はA 4判縦長とする。

受検番号

自 己 申 告 書

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

出身学校名

志願者氏名

保護者氏名

印

わたしは、貴校への志願にあたり、以下のことを申告します。

【琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがら】

学校に行けなかった主な理由、高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などについて
記入してください。

(裏面に注意事項あり)

(裏面)

自己申告書についての注意事項

- 1 琴の浦高等特別支援学校に理解してほしい特別な事情がある志願者は、中学校等から自己申告書用紙の配付を受け提出することができる。
- 2 自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。
 - (1) 第3学年の欠席日数が原則として40日以上の者
 - (2) 第3学年の欠席日数が40日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者
 - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある者
 - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある者
 - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上の者
 - エ 第1学年又は第2学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として50日以上の者
- 3 記載上の注意
 - (1) 自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがらとする。
 - (2) 自己申告書の志願者氏名及び申告の内容は志願者本人が、また保護者氏名は保護者本人がそれぞれ記入する。
 - (3) 欄(受検番号欄)には記入しないこと。
- 4 自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を志願書とともに厳封の上、中学校等の校長に提出する。その際、封筒の表に、中学校名・本人氏名を記入する。
- 5 自己申告書の提出を受けた中学校等は、他の出願書類とともに琴の浦高等特別支援学校の校長に提出する。
- 6 中学校等の校長から自己申告書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、選抜方法を工夫するなどの配慮をする。
- 7 中学校等の校長から自己申告書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について

鳥取県教育委員会

学校を長期間欠席したことがある生徒は、「自己申告書」を琴の浦高等特別支援学校に提出することができます。

1 「自己申告書」を提出できる生徒

- (1) 第3学年の欠席日数が原則として40日以上の子徒
- (2) 第3学年の欠席日数が40日までにはならないが、次のいずれかに該当する生徒
 - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある生徒
 - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある生徒
 - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上の子徒
 - エ 第1学年又は第2学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として50日以上の者

2 「自己申告書」の提出

- (1) 用紙は、担任の先生からもらってください。
- (2) 「自己申告書」には、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などを書いてください。
- (3) 書き終えたら、必ず保護者の方に見てもらい、封筒に入れ、封をして在籍している学校に提出してください。
- (4) 自己申告書はそのまま琴の浦高等特別支援学校に提出します。

3 「自己申告書」の取り扱い

- (1) 提出を受けた琴の浦高等特別支援学校は、生徒の個々の事情に応じた配慮をします。

わからないことは、中学校又は鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課に問い合わせてください。

【鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課】

TEL 0857-26-7958

FAX 0857-26-8101

入学志願者の選抜のための面接実施要領

1 趣旨

入学志願者全員に対して、面接による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、基本的なコミュニケーション能力、面接における態度等を総合的に評価する。

2 実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした面接実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で面接の方式、時間、質問内容の実施方法を定める。

3 留意事項

(1) 志願者が落ち着いて答えられるように、和やかな雰囲気の中で面接ができるよう配慮する。

(2) 検査員の数は、一検査場につき3名以上を原則とする。

なお、検査員は十分な意思統一を図り、面接が公平に行われるよう配慮する。

(3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、吃音、自閉症、発達障がい等を併せ有する等の事情により、話すこと、対人関係等の面で不安、負担のある志願者については、特に留意する。

なお、次のことについては質問しないよう留意する。

ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。

ウ 学力検査に関すること。

エ 長期欠席者についてはその理由に関すること。

(4) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

(5) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、出身中学校等の校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を出身中学校等の校長を通じて琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

* 口頭試問は実施しない。

入学志願者の選抜のための作文実施要領

1 趣旨

入学志願者全員に対して、作文による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、出題テーマの読み取り及び理解、文章構成力や表現力等を総合的に評価する。

2 実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした作文実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で作文のテーマ、評価基準等の実施方法を定める。

3 留意事項

- (1) 以下のようなテーマとならないよう留意すること。
 - ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。
 - イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。
 - ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。
- (2) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (3) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、出身中学校等の校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。

この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を出身中学校等の校長を通じて琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

* 小論文は実施しない。

平成 2 5 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領

1 県外志願者の取扱い

県外志願者（鳥取県以外に居住している志願者をいう）については、次表の左欄に掲げる特別事情に該当する場合に本県の琴の浦高等特別支援学校に出願を許可する。志願者は県外志願者出願届（別紙様式）に加えて、同表の右欄に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

特 別 事 情	添 付 書 類
1 鳥取県内に居住していて、県外の中学校等を卒業した者	志願者の住民票抄本
2 県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者	鳥取県内に居住地を変更することを証明する書類（例：勤務地の転勤証明、転居（予定）先の居住地の契約書の写し、転居先に居住している者の同意書等）
3 その他特別の事情により、鳥取県教育委員会が認めたもの	志願者の住民票抄本 等

2 注意事項

- (1) 出願届の用紙は、特別支援教育課、各教育局又は琴の浦高等特別支援学校で受け取るものとする。（用紙等の郵送を希望する者は390円切手（定形外＋速達料金）を貼り、あて先を明記した返信用封筒（24cm×33cm）を送付すること。）
- (2) この取扱いに関する詳細は、特別支援教育課、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。

県 外 志 願 者 出 願 届

平成 年 月 日

県立 学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

印

下記の事情により、県外志願者として貴校に出願します。なお、貴校に出願した上は、鳥取県以外の公立学校に出願しないことを確約します。

記

生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	性別	
志 願 者 の 現 住 所			
志願者の転居先住所			
志願者の転居予定日	平成 年 月 日		
保 護 者 の 現 住 所			
出 身 中 学 校 等	卒業・卒業見込		

特 別 事 情

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学 校 名

印

校 長 氏 名